

Info
2

土地・家屋・償却資産をお持ちの人へ

固定資産税に関する申告を忘れずに

申告が必要か確かめて、申告する場合は期限までに提出しましょう。

問い合わせ 税務課資産税係(☎35-0913)



■住宅用地申告書の提出はお済みですか

住宅用地^{*}は、税負担を軽減するために、固定資産税および都市計画税について課税標準の特例措置が設けられています。新たにこの特例措置の適用対象となる場合や使用用途に変更が生じた場合は、申告が必要です。該当する人は、住宅用地申告書に必要事項を記入し、税務課資産税係へ提出してください。

※住宅用地…1月1日(賦課期日)現在において、住宅の敷地として用いられている土地(住宅用地となる土地の面積は、家屋の床面積の10倍まで)

●令和4年中に以下の変更があった場合に申告が必要です

どんなとき?	どんな例があるの?
非住宅用地を住宅用地に変更したとき	住宅の新築、店舗や事務所・事業用倉庫などを住宅に変更する場合など
住宅用地を非住宅用地に変更したとき	住宅の取り壊し、住宅を店舗や事務所・事業用倉庫などに変更する場合など
併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があったとき	居住部分または店舗部分の増築や取り壊しなど
住宅戸数に変更があったとき	2棟あった住宅を1棟にした場合など

●申告書の提出期限 令和5年1月31日(火)

※申告書は、市ホームページ(右記)からダウンロードできます。



■償却資産の申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の申告が義務付けられています。

●対象となる償却資産の一例

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	広告塔、舗装、構内路面、家屋として課税されない建物など
機械および装置	製造、加工、修理等に使用する機械、太陽光発電設備など
船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、釣り船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊車両、各種運搬車両など
工具、器具および備品	パソコン、コピー機、各種医療機器、レジスターなど

●申告書の提出期限・方法

令和5年1月31日(火)までに、下記の①～③のいずれかの方法で提出してください。

①市役所本庁税務課、または市役所小笠支所小笠市民課に持参 ②税務課へ郵送 ③電子申告(eLTAX)

※前年度以前の申告者には、事前に申告用紙を送付しています。

※申告書は、市ホームページ(右記)からダウンロードできます。



Info
3

保育現場への就職をお手伝いします

菊川市保育士バンク制度の紹介

菊川市保育士バンクは、幼稚園教諭や保育士の資格などを持っていて、市内の保育所や認定こども園などで働くことを希望する人に、市内の保育所などの求人情報を提供する制度です。短時間勤務を希望する人の登録も可能です。あなたのスキルを市の保育現場で生かしてみませんか。

問い合わせ こども政策課こども政策係(プラザけやき内☎37-1171)



■サービス内容

- ・市内保育所、認定こども園などの求人情報の提供
- ・市内保育所、認定こども園などと登録者とのマッチング支援

■対象者

- ・保育士資格などを持っている人
- ・保育所・認定こども園などを離職予定の人、もしくはすでに離職した人
- ・保育士資格取得予定の人

■登録方法

こども政策課窓口、または電子申請(右記)で登録ができます。

※登録は無料です。



■登録内容

氏名・生年月日・住所・連絡先・免許・資格取得年月・就労時期・希望勤務時間などの項目を登録します。

※個人情報登録者の許可なく保育所などに提供することはありません。